

経営革新等支援機関から最新情報を配信！！

檜垣会計事務所 NewsLetter 8月号

事業再生の計画実行に必要な資金を“別枠”で調達できます

経営改善サポート保証

＜経営改善サポート保証とは？＞

「中小企業再生支援協議会」の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生をおこなう中小企業者の資金調達を支援する制度です。

経営改善サポート保証の仕組み



保証限度額

2億8,000万円

(一般の普通保証、無担保保証とは別枠)

保証割合

責任共有保証 (80%保証)

※ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は、例外的に100%保証。

対象となる要件

＜事業者の要件＞

- 中小企業もしくは小規模事業者であること
- 計画に従って事業再生に取り組むこと
- 金融機関に対して計画実行の状況報告をおこなうこと

＜計画の要件＞

- 債権者間の合意がとれていること
- 申込人の経営に係る現状・課題と改善策が含まれていること
- 計画達成に向けた具体的な行動計画が記載されていること



檜垣会計事務所(経営革新等支援機関)

TEL:06-6649-0677 FAX:06-6649-5220

〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町1-10-6 堤ビル

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など